

平成 26 年度 私立専門学校等第三者評価

## 評価報告書

【東京柔道整復専門学校】

平成 27 年 3 月 31 日



特定非営利活動法人  
私立専門学校等評価研究機構

## 目 次

I 総 評 ..... 57

### II 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像 ..... 57

基準2 学校運営 ..... 57

基準3 教育活動 ..... 58

基準4 学修成果 ..... 59

基準5 学生支援 ..... 59

基準6 教育環境 ..... 60

基準7 学生の募集と受入れ ..... 61

基準8 財 務 ..... 61

基準9 法令等の遵守 ..... 62

基準10 社会貢献・地域貢献 ..... 62

# I 総評

## 基準1 教育理念・目的・育成人材像

東京柔道整復専門学校(以下「当該専門学校」という。)は、昭和 28(1953)年、社団法人東京都柔道接骨師会が後進の育成を目的として東京都北区十条に開設した専門学校である。以来、60 年余にわたり一貫して柔道整復師の育成に取組んでいる。

昭和 35(1960)年には、東京都文京区小石川に移転し、学校名を現在の東京柔道整復専門学校に改称している。

昭和 60(1985)年 4 月、設置法人である学校法人杏文学園を設立し、学校運営体制を整備している。

その後、平成 6(1994)年、練馬区氷川台に新校舎を完成させ、移転し現在に至っている。

当該専門学校は、柔道整復専門課程の昼間部に、柔道整復科(午前・柔道整復コース)、柔道整復科(午後・柔整トレーナーコース)、夜間部に柔道整復科(夜間・柔道整復コース)の計 3 学科を開設している。いずれの学科も柔道整復師の養成施設である。平成 26 年 5 月 1 日現在、在籍学生数は、378 名である。

建学の精神は「優れた柔道整復師の育成とその人財面における人格の陶冶にある。」であり、教育理念は「『知』を磨く(あくなき探究心の醸成)『情』を育む(健全な心身の鍛錬)『意』を明らかにする(強い信念の確立)」である。また、育成人材像は教育目的として「生きていくための術を教授し、もって社会に貢献できる人財の育成」として定めている。当該専門学校では建学の精神、教育理念等を通して、専門知識・技術の修得ばかりでなく、厳しい心身の鍛錬を通じ人間性を育むことも必要であり、「知・情・意」のバランスのとれた柔道整復師の養成を目指している。

これら建学の精神等は、教育活動の規程である教務規程に規定し、学校案内、学園生活ハンドブックへの掲載を通して学生、教職員に周知している。

建学の精神等を具現化するため、柔道整復師養成校として免許取得のための国家試験合格を目標とし、常に実技能力研鑽重視を方針とし教育課程編成を行っている。

また、当該専門学校は設立当初から、柔道整復師関係団体、臨床に携わる卒業生などと継続して作りあげたネットワークの支援を受け、接骨院等での臨床・施術の実践を意識した「実学教育」に重点を置いた教育活動を進めている。柔道整復術は日本古来の武道「古柔術」を起源とする日本独自の治療術で、柔道整復師は、骨折・脱臼・捻挫・挫傷などを治療する接骨院において柔道整復業に従事する業務独占資格であるが、近年、スポーツの現場や介護関連施設など新たにその活躍の場を拡げており、当該専門学校においても、新たな職域分野も取入れた柔道整復科(午後・柔整トレーナーコース)を設置するなど、柔道整復師の職域拡大を視野に新たな教育活動に取組んでいる。

## 基準2 学校運営

当該専門学校は柔道整復師養成施設として 60 年余の歴史を持つ伝統校であり、従前から、方針・計画等は、「暗黙知」で十分であるとの意識もあった。しかしながら、これまで培った柔道整復師の養成に係る精神や治療技術に対する教育活動の継承発展に加え、新たな学科の設置などに対応するためには、運営方針、事業計画を明確化し、運営方針等を教職員へ周知徹底することが重要であるとし、計画策定等への組織的な取組みに着手している。

また、毎年度の事業計画の継続性と整合性を図るために中長期的な視野に立った学校運営に取組んでいる。

設置法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に理事会、評議員会を開催し、議事録を保存している。

学校の運営は組織規程及び組織図において明確になっている。具体的な運営に当たっては、職務規程を整備し、詳細に職務分担を定め組織運営が円滑に進むように工夫している。事案においては、稟議が行われ、決定の過程は稟議書として記録・保管している。

学校運営及び教育活動に関しては、教務会議及び教員会議の合議内容を校長又は理事会等に提案し、決定する仕組みを構築している。

学内の情報システムは、業務別に、それぞれ独立したシステムとして稼働している。また、インターネットなど外部との接続においては、ウイルスチェックなど防除策を行い、また、アクセスを制限するなどセキュリティ対策を行っている。

### **基準3 教育活動**

当該専門学校は柔道整復師養成施設として、建学の精神、教育理念等に基づき、教育課程編成では、国家試験合格と臨床対応力を備えることを目標とした独自のガイドラインを策定、養成施設指定規則等に示された内容を基本に編成している。また、授業科目ごとにシラバスを作成している。

教育到達レベルは、国家試験合格レベル及び臨床能力の修得とし明確にしている。教育到達レベルの達成に向けて、具体的に各学年における授業方針を定めている。

教育課程編成等への外部意見の反映は、現状では、臨床に携わる非常勤教員からの意見聴取が主であるが、今後は教職員以外からの幅広い意見を積極的に聴取していくとしており、早急な取組みに期待する。

キャリア教育を進めるため、卒業後のスキルアップも視野に、在学中から柔道整復関係団体が開催する研修会、研究会、当該専門学校の同窓会が実施している研修会への参加を推奨している。

今年度から授業評価を実施し、評価結果を教員ごとに集計している。対象は、専任の柔道整復師資格を有する教員で、各教員にフィードバックし必要に応じて教務部長が面接するなどして授業改善に活用している。

成績評価基準は、学則及び教務規程において規定している。評価は、教員会議で審議し、校長の判断を加えて最終決定している。これらの基準は学園生活ハンドブックに掲載して学生にも周知している。

当該専門学校では、国家試験受験の前に卒業見込認定を行っており、卒業認定は、公益財団法人柔道整復師研修試験財団が行う「認定実技審査」の結果も加味し、慎重に判定している。

柔道整復師免許取得のための国家試験対策では、国家試験対策講座など、独自の指導体制を整備している。月ごとに行う模擬試験の他、補講を実施し特別編成授業などの指導体制を構築している。

個々の学生への対応としては、各クラス担任制による状況把握と、それに基づく個別指導を行っている。

また、不合格であった卒業生に対して、再チャレンジのために講座（杏文塾）も準備している。この講座には、現在では他校の卒業生も受け入れ指導し、既卒者の指導においても全国平均を大きく上回る実績となっている。

柔道整復師の資格を有する教員の採用では、業界関係団体との連携等も活用して臨床現場に携わった経験が豊富で、人間性を涵養する教授力を有していることを必須の採用要件としている。基礎医学系科目の教員は、法令等の基準を満たすものを、これまで蓄積したネットワークにより確保し、質の高い授業を学生に提供している。

教員の質の向上においては、教授内容に関する専門性の向上と人間性を涵養する能力の向上に努めるために、実技勉強会を実施し、教員自ら自己啓発に取組み学校外においても関係団体が実施する研修会に

参加している。授業における教授方法の指導は、先輩教員が新人教員の授業内容を授業前に確認し、改善点をきめ細かく指摘・指導するOJT方式を採用している。

教員組織は、専門領域ごとに、業務・責任分担も含め組織図として明確化している。専任教員は、定例的に教務会議を開催している。教員会議は、年間3回開催し、授業科目担当者が常勤・非常勤にかかわらず一堂に会し、学年毎の報告検討を行い情報の共有化、連携・協力を図っている。

※認定実技審査：国家試験を補完した実技審査。柔道整復師養成施設指導要領6(7)に基づき、上記財団が認定した実技審査員により卒業見込者に行われる実技審査。卒業判定にあたり、実技能力審査の基準として位置づけられている。

#### **基準4 学修成果**

当該専門学校の教育目標は、柔道整復師国家資格を取得し、柔道整復師としての職に就くこと、あるいは開業することにおいている。そのため、学内に就職活動支援のためのキャリアサポートマネジメントチームを組織し、相談のための窓口を設けている。窓口案内は、学園生活ハンドブックで周知している。このチームは伝統校としての強みである同窓生のネットワークを活用して就職指導している。

また、就職相談会や外部講師による就職セミナーも実施し、在校生に対して就職に関するアンケート調査などを実施している。

求人は、卒業生の接骨院を中心に確保し、学校に寄せられた一般の求人などと合せて校内に掲示し情報提供している。

卒業後の状況把握では、聴取可能な範囲であるが雇用主など業界関係者からの評価は高く、就職先からは、毎年多くの求人が寄せられている。

当該専門学校の平成23(2011)年度から平成25(2013)年度までの過去3カ年の就職希望者に対する就職率の実績は、100%である。

国家試験対策では、柔道整復師免許100%の取得を目標とし、通常授業の理解促進のための補講、長期休暇を利用した特別補講、更には、3年生を対象とした国家試験対策講座など、各段階に分け取組んでいる。当該専門学校の平成23(2011)年度から平成25(2013)年度までの過去3カ年の合格率は、全国平均を上回る実績を挙げており、既卒者の指導においても全国平均を上回る優れた実績を残している。

#### **基準5 学生支援**

就職に関しては、専任の担当者を置き、必要に応じて個別相談を行い、担任教員と情報共有し、日常的なフォローも含め、きめ細かく支援体制を整えている。同窓会と協同で就職相談会を年1回行っている。求人情報は、3年生在籍の就職希望者を上回る求人が寄せられている。就職相談会には、就職に関する動機づけとして、就職相談会に1、2年生の参加も認めている。

中途退学率の低減を図ることは、学校の責任であると考え、中途退学率の低減に努めている。

平成23(2011)年度から平成25(2013)年度までの過去3カ年の中途退学率をみると平成24年度は低減したものの平成25年度は増加している。このことから、従来の対応のみでは低減することが困難であるとし、担任による定期的な個人面談と出席状況の把握など、きめ細かな対応をとり、中途退学率の低減に取組むとしている。

学生相談は、担任の対応を基本としている。担任は、学生との面談や日頃の学習態度などを観察しながら、個別的な状況把握に努めている。精神・心理的な要因での相談も増えていることから、専門的な知識等を有する臨床心理士の資格を持つカウンセラーによる相談体制も整えている。

救急時の怪我や病気に対しては、実習施設の杏文接骨院を通じ、近隣の各種医療機関との連携を確保している。学生に対する相談窓口の案内は、学園生活ハンドブックに明示している。

当該専門学校における入学金減免制度や学費の分納制度を実施するとともに公的支援制度による奨学金などの紹介・受付など学生に対する経済的な支援を行っている。各制度の説明は、在学生や入学希望者、保護者に対して行っている。大規模災害などの被災者に対する就学支援は、必要に応じて別途、制度化して対応している。

遠隔地から就学する学生に対しては、学生寮関係業者と提携して、希望者に紹介している。

働きながら学ぶ学生に対しては、収入と住居の確保を両立する方法として、読売新聞社の読売奨学会とも提携している。

学生が行う課外活動の支援では、柔道部、野球部、トレーナーズクラブへ顧問の教員を配置し、活動費の援助等を行っている。

また、全学生が参加する校内柔道大会は、開催後、懇親会を実施し、全教職員も含めた学校関係者が一堂に会する機会を提供している。

当該専門学校は、夜間課程として発足した経緯から、従来は、働きながら学ぶ学生が多く、雇用主との連携が不可欠であり、保護者も含め、連携を図りつつ学生の就学支援、生活指導を行ってきている。

最近は高等学校新卒者の入学の割合が多くなる傾向にあり、また、国家試験合格のためには家族等の協力も必要で、精神的な支援は欠かせず、保護者との連携は重要であるとしている。

保護者等との連携では、問題が生じた場合、兆候がある場合は、まず担任教員が面談を行い、必要に応じ、本人の同意を得た上で、保護者や雇用主にも報告し、三者面談などを適宜行っている。

保護者・雇用主への情報提供では、行事案内や成績結果について、その都度書面にて通知しており、保護者や雇用主への緊急連絡先は、予め把握している。

## 基準6 教育環境

専修学校設置基準、厚生労働省基準など種々の法令等に定めた施設・設備を整備している。特に、柔道整復師養成施設指定規則及び 同 指導要領に基づき実習施設等を整備している。

免許・資格の関係から業務範囲に限界があるが、働きながら学ぶ学生に対して、卒業生の接骨院などを中心に学業を優先して受入れる研修先を学生たちに紹介している。求人情報は、求人情報板に掲示するとともに、ファイルに保管し、隨時要望に応じて学生に情報提供している。

海外研修は、柔道整復師の養成に関して法的な要件ではないが、社会人としての素養・見識を高める目的で、学生に対して機会を提供している。

また、学生たちの社会性を涵養するため、学校行事に企画段階から運営に参加させている。特徴的な行事として、全学生が参加する校内柔道大会は、企画・運営・実行など、学生主体で運営し、教職員がサポートする形で実施している。

防災対策として組織体制を整備し、法令に基づく消防計画を作成し、火災・地震対策に取り組んでいる。

災害時に不可欠となる救急救命、緊急支援を提供する体制を、附属の杏文接骨院を中心として地域との連携も視野に再整備することにしている。

消防点検や建物検査、電気工作物点検などを実施して安全管理に努めている。

消防計画やマニュアルなどの整備を進めているが、消防等の避難訓練が実施されておらず、計画マニュアルの具体的な運用を確保するためには、各学科の学生・教職員による訓練の実施が不可欠で、早急に取組む必要がある。

## 基準7 学生の募集と受入れ

募集時期等は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会が自主規制として定めた指針に沿って、学生募集活動を開始している。

入学希望者からの相談や問合せには、専任の担当者が対応し、不在の場合には、他の教職員が適切に対応している。オープンキャンパス・授業見学・入学相談会など多くの機会を設け、学校を深く広く理解してもらえるように努力している。

広報活動には、ホームページや SNS(ソーシャルネットワーキング・サービス)を活用し、学校の特徴を分かり易く紹介している。

また広報活動における表現や発信内容を担当部署及び責任者がチェックし、学校の特徴や教育実績が、閲覧者に適切に伝わる様に努めている。

入学選考は関係法令及び入学試験規程基づき、公平かつ適正に実施している。

入試区分は、AO 入試、一般入試、推薦入試、後継者育成など多様な方式を採用している。

募集に関する情報は、募集要項に明記し周知している。

学納金は、人件費、教育研究費、管理経費などの経費を算定基礎とし、他校の学費なども参考に決定している。入学時及び入学後に徴収する主な学納金は、募集要項に明示している。

入学辞退者には、既納の授業料・実習費・施設費を、発生した費用などを控除し、全額もしくは一部を返還している。取り扱いについては、募集要項に明記している。

## 基準8 財務

収容定員の充足率は、100%を確保しており、収入面は順調で、経費についても人件費比率は全国平均を上回るもの消費収支比率は黒字を確保している。累積黒字を示す消費収支差額率は、プラスを確保し財務の健全性という面からは評価できる

当該専門学校では、財務比率を用いた分析を行っている一方で、その基礎数値である計算書類等において正確性に問題がある点が見受けられる。早急に学校法人会計に精通した人材育成や外部監査等の導入の検討が望まれる。

3 カ年の中期計画に合わせて作成された予算・収支計画書は、平成 28 (2016) 年度までの収支予算が作成されている。当該専門学校では、現行の執行管理は、形骸化しており、今後の予算管理の厳格化が必要であると厳しく自己評価し、課題に対応しようとしている積極性は評価できる。課題の解決のための対策として、予算規程の整備、関係規程に基づく予算執行のチェック体制の整備を具体的に挙げており、今後、取組みを進め、改善が図られるよう期待する。

私立学校法及び寄附行為により、法人監事により、監査を適切に実施している。毎会計年度の決算に際しては、各種の財務帳票を作成し、理事会で選任した監事による内部監査を受け、理事会および評議員会へ報告している。公開が義務づけられている財務帳票や事業報告書は毎年作成し、閲覧可能な形で保管している。

## **基準9 法令等の遵守**

関係する法令等及び学内規程を遵守し、学校運営を行っている。

また、適宜、必要に応じて法令などを参考しながら日常の業務執行にあたっており、学校の運営上必要となる諸届や報告も適切に行っている。

当該専門学校では、新たな学科の設置等を契機として、学校運営と業務執行に必要な規則・規程など、点検・再整備したことは、適正な組織運営の観点から積極的な取組として評価できるものである。

今後はこれら規程等の確実な運用を確保するため、毎年度、自己評価においてのチェックが課題であり、規程等を実効性のあるルールにするための一層の取組に期待する。

当該専門学校では、卒業生のデータ等を電子データとして保存し、蓄積量も、多くなってきてていることから、個人情報保護に関する取扱方針・規程を整備し、教職員・学生に対する啓発などを実施することにしている。学校における個人情報の適切な管理は、重要であり、早急に整備することが望まれる。

平成 20(2008)年度より自己点検・評価を継続実施してきている。平成 26(2014)年度から、第三者評価の受審を契機として、実務担当者を主体とした全員参加体制を整備している。自己評価報告書は、閲覧希望などに対応して開示できるようファイルにまとめ、学校のホームページには、評価基準の大項目ごとに結果を掲載している。在校生、卒業生、受験生及び保護者、高等学校関係者などへの積極的な情報提供を目指して、教育内容、学修成果などを学校案内、ホームページ等で公表している。

## **基準10 社会貢献・地域貢献**

当該専門学校では高等学校との連携、地域との連携等の観点から以下のとおり幅広い貢献活動に取組んでいる。

高等学校との教育連携では、高等学校において、教員がテープィング及びストレッチングなどの講座を提供している。

地域社会への貢献活動としては、高齢者向け体操教室や少年柔道教室、更には近隣タクシー会社でのドライバー向け健康体操を指導し地域住民との交流を深めている。

卒後研修講座として、当該専門学校の卒業生を対象に、柔道整復術の実践的な技術講習会やアスレティック・トレーナー活動に関する知識・技術の向上を目指したセミナーなどを開催している。

また、練馬区や板橋区の接骨師会や本校卒業生が関係している種々の研究会や勉強会、更には近隣町内会などへ学校施設を貸出している。これらの活動は当該専門学校の特色を生かした優れた取組として評価できるものである。

学生には、在校時から、ボランティア活動に参加し社会的な役割を担う重要性の認識を促すことを方針としている。特に災害支援時に柔道整復師関係団体の活動に学生を参加させ、その重要性と必要性を体得させている。また、将来接骨院経営者として地域住民との協力関係は必須であり、町内会等が行う祭りの設営準備や警護等地域活動にボランティアとして参加させている。

また、JAL ホノルルマラソン公式マッサージブースでの有資格者のもとボランティア活動を行っており、学生にとって貴重な体験を提供しているが、事故等に対応するための保険加入等の万全の対策が必要である。

## II 中項目の評価結果

### 基準1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像	
可	<p>建学の精神は「優れた柔道整復師の育成とその人財面における人格の陶冶にある。」であり、教育理念は「『知』を磨く(あくなき探究心の醸成)『情』を育む(健全な心身の鍛錬)『意』を明らかにする(強い信念の確立)」である。</p> <p>また、育成人材像は教育目的として「生きていくための術を教授し、もって社会に貢献できる人財の育成」としている。</p> <p>建学の精神等は、教育活動についての規程である教務規程に規定し、学校案内、学園生活ハンドブックへの掲載を通して学生、教職員に周知している。</p> <p>柔道整復師養成校として国家試験合格が目標であるが、常に実技能力研鑽を怠らないような教育課程編成を行うため、中期計画を策定し年次ごとに目標を定めている。</p> <p>当該専門学校は、現在の日本柔道整復師会の東京地区団体が創立したことから、従来から職能団体とともに教育活動を進めてきており、国家試験合格を目標にしながらも、アスレティックトレーナーなど新たな職域分野も取り入れた学科を設置するなど、柔道整復師の現状を踏まえ、介護、スポーツ分野への職域の範囲拡大をなど業界等のニーズに的確に対応しようとしている。</p>

### 基準2 学校運営

2-2 運営方針	
可	<p>建学の精神等に沿って年度ごとに事業計画を策定している。運営方針は、入学者、学校運営など具体的な項目ごとに方針を定めている。</p> <p>当該専門学校は柔道整復師養成施設として60年余の歴史を持つ伝統校であり、方針・計画等は、文章化などにより明確にしなくとも「暗黙知」で十分であるとの意識もあったが、これまで培った組織文化の継承発展に加え新たな学科の設置など組織の拡大などに対応するため、運営方針の明確化と教職員へ周知徹底は、重要であるとの考え方から、事業計画の中で運営方針を明確にしている。</p>
2-3 事業計画	
可	毎年度事業計画を定めて、全教職員へ周知している。また、毎年度の事業計画に継続性と整合性を図るために、今年度、中期計画を策定し、中長期的な視野に沿って学校運営に取組むとしている。

#### 2-4 運営組織

可	<p>設置法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事会、評議員会を開催し、議事録を保管するなど適正に運営している。</p> <p>学校の組織運営は組織規程及び組織図において明確にしている。</p> <p>学校運営は、職務規程を整備し、職務分担を明確にしている。また、詳細な職務分担は職務内容・職務分担表として整理し、担当職務、担当職務の補佐・協力等連携関係も明確化され、組織運営が円滑に進むような工夫がなされている。</p> <p>日常業務の遂行の為に、原則として、毎週月曜日に開催する事務連絡会で、その週の時間割変更や学事スケジュールなどを確認し、部門間で共有している。</p> <p>四半期に一回を目途に、理事長・校長と各部門の責任者で、部門長会議を開催し、教育事業の運営や学校経営に関する課題や進捗状況を確認している。</p> <p>平成 26 年度から「シニアアドバイザー」を設置している。シニアアドバイザーの機能・役割は、若手教員の指導、卒後研修の講師などであるが、臨床経験及び教育活動に熟知した OB が教育活動等に携わり、当該専門学校の伝統の継承・発展に貢献している。</p>
---	--

#### 2-5 人事・給与制度

可	<p>人事に関する制度の基本は就業規則に定めている。さらに給与・退職金については給与規程、退職金規程を整備し運用している。</p> <p>当該専門学校では、平成 26 年度から業務実績を重視した人事管理を実現するため、専任の職員全員に人事考課制度を導入している。本制度は、自己申告書の提出、面談の実施など、自己評価とコミュニケーションを重視した制度として設計されている。当初の目的に応じた成果が上がるよう、的確な運用を期待したい。</p> <p>教員の採用は、「養成施設指導要領」の資格要件を確認して採用している。採用計画は事業計画に明記している。職員の採用については、ハローワーク等での求人を中心に行っている。</p>
---	--

#### 2-6 意思決定システム

可	<p>学校法人は、寄附行為に基づき理事会等で審議し、決定している。事業執行事案の決定に関する規程は、職務規程に職務範囲・権限を定めている。</p> <p>また、具体的な事案は、稟議が行われ、決定の過程は稟議書として記録・保管している。</p> <p>学校運営及び教育活動に関する主要な事項は、協議・検討・立案機能を有する教務会議及び教員会議を開催し、審議された内容を校長あるいは理事会等に諮り決定するしくみとなっている。</p>
---	--

#### 2-7 情報システム

可	<p>学内の情報システムは、学生情報を取り扱う教務システムと経理等の業務システムに分かれており、それぞれ独立したシステムとして稼働している。インターネットなど外部との接続においては、ウイルスチェックなど防除策を行っている。</p> <p>システムの保守管理は、委託業務により処理しており、セキュリティ対策としてアクセスを制限している。</p>
---	---

### 基準3 教育活動

3-8 目標の設定	
可	<p>当該専門学校は柔道整復師養成施設として、教育目標や育成人材像を明確にしている。教育課程は、国家試験合格と臨床対応力を備えることを目標とした独自のガイドラインを策定し、編成している。</p> <p>教育到達レベルは、国家試験合格レベルと臨床能力の修得として明確にしている。教育到達レベル達成に向けて、具体的に各学年における授業方針を定めている。</p> <p>また、学年ごとに到達目標を定め、学生、教職員に修得すべき目安として明示している。</p>
3-9 教育方法・評価等	
可	<p>教育理念等に基づき、教育課程編成は、養成施設指定規則等に示された内容を基本としている。教育課程編成は教務会議などで検討し、編成している。授業科目ごとにシラバスを作成している。</p> <p>外部意見の反映は、実態としては、臨床に携わる非常勤教員からの意見聴取が主であるが、今後は教職員以外からの幅広い意見を積極的に聴取していくとしている。</p> <p>現在、専門学校においては、教育課程編成委員会を設置し、実践的な職業教育機関として、積極的に外部意見を取り入れている実例もあることから、当該専門学校においてもこれらを参考しながら、今後の具体的な取組が望まれる。</p> <p>キャリア教育については、現場における教育に実効性があると考えているが、現在、学外実習については、養成制度において限界があり、むしろ、資格取得後の一定期間の研修等が有効であるとしている。そのため、卒業後の教育も視野に、在学中から柔道整復関係団体が開催する研修会、研究会、当該専門学校の同窓会が実施している研修会への参加を推奨している。</p> <p>今年度から授業評価を実施し、評価結果を教員ごとに集計している。対象は、専任の柔道整復師資格を有する教員で、各教員にフィードバックし、必要に応じて教務部長が面接するなどして授業改善に活用している。授業評価は今年度からの取組であり、今後、結果検証を踏まえ、対象教員の範囲を拡大し、教員間の情報・課題の共有を通して授業の改善が進むことが望まれる。</p>
3-10 成績評価・単位認定等	
可	<p>成績評価基準は、学則及び教務規程に定めている。判定は、教員会議で審議し、校長の判断を加えて最終決定している。これらの基準は学園生活ハンドブックに掲載して学生にも周知している。</p> <p>また、国家試験受験の前に卒業見込認定を行っている。卒業認定は、公益財団法人柔道整復師研修試験財団が行う「認定実技審査」の結果も加味し、慎重に判定している。</p>

**3-11 資格・免許の取得の指導体制**

可	<p>柔道整復師免許の内容・取得の意義について明示し、教育課程において免許取得に必要な授業科目や特別講義などを実施している。</p> <p>免許・資格取得を目標とした国家試験対策講座など、独自の指導体制を整備している。</p> <p>月ごとに行う模擬試験の他、1学年、3学年に補講を実施している。更に通常授業時間内に行われる特別編成授業などの指導体制を構築している。</p> <p>個々の学生への対応としては、各クラス担任制による状況把握と、それに基づく個別指導を行っている。</p> <p>また、卒後の国家試験再チャレンジについては、卒業生対象の講座(杏文塾)も準備している。この講座には、他校の卒業生も受け入れ指導している。</p> <p>過去3カ年(平成23年度から平成25年度)合格率は、各学科とも全国平均を上回る実績である。既卒者の指導においても全国平均を上回る実績である。</p>
---	--

**3-12 教員・教員組織**

可	<p>柔道整復師養成施設指導要領において専門領域の教員に求める能力・資質・資格などを明確に示しており、基準要件を確認し採用している。特に、専科教員の資格をもった柔道整復師有資格者の教員(以下「柔道整復師有資格教員」という。)の採用は、臨床現場に携わった経験が豊富であり、人間性を涵養する教授力を有していることを必須の採用要件としている。</p> <p>また、採用にあたって、柔道整復師関係団体との連携・協力も確保している。</p> <p>基礎医学系教科の教員は、法令等の基準に基づき、これまで蓄積したネットワークにより、医師等を確保し、質の高い授業を学生に提供している。</p> <p>教員の質の向上においては、教授内容に関する専門性の向上と人間性を涵養する能力の向上に努める為に、専任の柔道整復師有資格教員は、年4回実技勉強会を実施し、臨床実習施設担当の教員については、週1回の勉強会を開催するなど教員は、それぞれ、自己啓発に取組んでいる。学外では、年1回行われる全国柔道整復学校協会において開催される研修会に参加している。授業における教授方法の指導は、先輩教員が新人教員の授業内容を授業前に確認し、改善点を指摘・指導するOJT方式を執っている。</p> <p>教員組織として、専門領域ごとに、業務・責任分担も含めた組織を組織図として明確化している。専任教員は、定例的に教務会議を開催している。教員会議は、年間3回開催し、授業科目担当者が常勤・非常勤にかかわらず一同に会し、学年毎の報告検討を行い連携・協力を図っている。</p>
---	---

## 基準4 学修成果

<b>4-13 就職率</b>	
可	<p>当該専門学校の教育目標は、柔道整復師国家資格を取得し、柔道整復師としての職に就くこと、あるいは開業することにおいている。そのため、学内に就職活動支援のためのキャリアサポートマネジメントチームを組織し、相談のための専門窓口を設けている。窓口案内は、学園生活ハンドブックで周知している。このチームは伝統校としての強みである同窓生のネットワークを活用して就職指導している。</p> <p>また、就職相談会や外部講師による就職セミナーを実施し、在校生に対して就職に関するアンケート調査などを実施している。</p> <p>求人は、卒業生の接骨院を中心として確保するとともに、学校に寄せられた一般の求人情報などと合せて在校生に掲示等で情報提供している。</p> <p>卒業後の状況把握では、聴取の範囲であるが雇用主など業界関係者からの評価は高く、就職先からは、毎年多くの求人が寄せられている。</p> <p>就職活動の支援、卒業生の動向、転職状況の把握では、従前は、師弟関係などの就職が多く、容易に卒業後の把握もができたが、近年、高等学校から新卒で入学する学生の増加とともに、就職活動支援も不可欠で、求人情報の質的・量的な充実を図ること、卒業生の動向を的確・継続的に把握する方法として訪問調査の実施等を課題としている。</p> <p>当該専門学校の平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度までの過去 3 年の就職希望者に対する就職率の実績は、100%である。</p>
<b>4-14 資格・免許の取得率</b>	
可	<p>柔道整復師免許 100%の取得を目指している。合格率の推移を第 1 回目から把握している。当該専門学校の平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度までの過去 3 年の合格率は、全国平均を上回る実績である。既卒者の指導においても全国平均を上回る実績である。国家試験対策では全国水準との比較分析を行い指導方法を改善している。</p> <p>国家試験対策では、通常授業の理解促進するための補講、長期休暇を利用した特別補講、更には、3 年生を対象とした国家試験対策講座など、各段階で取組んでいる。</p> <p>また学生同士のグループ勉強会の実施を促している。</p> <p>今後、補講、特別補習講座の対象学年や内容に関する実証と改善を課題としている。</p>
<b>4-15 卒業生の社会的評価</b>	
可	<p>当該専門学校は、学修成果が卒業生の社会的評価であるとの考えを明確にしている。</p> <p>学生の卒業後の活躍状況の把握は、現状では、就職相談会に参加する会社等などからの聴取に限られており、組織的な取組が必要であると認識している。新たな卒業生の就職先に対する 3 カ月後調査、把握している既卒者の就職先などに対する訪問調査を実施することにしており、今後の取組に期待したい。</p>

## 基準5 学生支援

5-16 就職等進路	
可	<p>就職に関しては、専任の担当者を置き、必要に応じて個別相談を行い、担任教員と情報共有し、日常的なフォローも含め、きめ細かく支援体制を整えている。</p> <p>また、同窓会との協同で就職相談会を年1回行っている。更に外部講師を招き「業界で求められる柔道整復師像」というテーマでの講習会を実施している。</p> <p>求人情報は、3年生在籍の就職希望者を上回る求人が寄せられている。</p> <p>就職先は、国家試験合格発表後に決定する傾向が増加している現状から、就職に関する動機づけとして、就職相談会に、1.2年生の参加も認めている。</p> <p>今後、資格制度の問題はあるがインターンシップ制度などの導入を検討し、職種に関する理解を促すことにしている。そのためには、教務部門と就職支援部門とが連携を図り有機的な活動を目指すとしている。</p>
5-17 中途退学への対応	
可	<p>中途退学率の低減を図ることは、学校の責任であると考え、中途退学率の低減に努めている。</p> <p>中途退学の原因・動機については、当該学生と、複数回にわたる面談の中で、把握している。</p> <p>過去3カ年(平成23年度から平成25年度)中途退学率をみると平成24年度は低減したものの平成25年度は増加している。このことから、従来の対応のみでは低減することが困難であるとし、担任による定期的な個人面談と出席状況の把握により、問題発生を早期に発見し、状況が深刻化する前に、より適切な対処が取れることを目指すとしている。早急な取組が必要である。</p>
5-18 学生相談	
可	<p>学生相談は、担任の対応を基本としている。担任は、学生との面談や日頃の学習態度などを観察しながら、個別的な状況把握に努めている。</p> <p>また、クラス内での人間関係や個々の交友関係にも目を配り、他の教員からの意見、窓口職員からの情報なども活用するなど組織を挙げて対応している。</p> <p>精神・心理的な要因での相談も増えていることから、専門的な知識等を有する臨床心理士の資格を持つカウンセラーによる相談体制を整えている。</p> <p>救急時の怪我や病気に対しては、実習施設の杏文接骨院を通し、近隣の各種医療機関との連携を確保している。</p> <p>学生に対する相談窓口の案内は、学園生活ハンドブックに明示している。</p>

## 5-19 学生活

可	<p>当該専門学校における入学金減免制度や学費の分納制度を実施とともに公的支援制度による奨学生などの紹介・受付など学生に対する経済的な支援を行っている。各制度の説明は、在学生や入学希望者、保護者に対して行っている。</p> <p>大規模災害などの被災者に対する就学支援は、必要に応じて別途、制度化して対応している。</p> <p>独自の制度として、入学金減免制度・夜間部 10 万円入学制度・学費分納制度があるが、独自の奨学生制度や成績優秀者に対する特待生制度など、経済的支援制度の充実を図ることを今後の課題としている。</p> <p>学校保健安全法及び健康管理規程に基づき、毎年 1 回、全学生を対象に健康診断を実施している。また、学校医を選任している。急病や怪我の発生時には、学内実習施設の杏文接骨院を窓口として、近隣の医療機関と円滑な協力体制を整えている。</p> <p>今後、生活習慣病予防や禁煙などの面から健康指導を課題としている。</p> <p>遠隔地から就学する学生に対しては、学生寮関係業者と提携して、希望者に紹介している。</p> <p>働きながら学ぶ学生に対しては、収入と住居の確保を両立する方法として、読売新聞社の読売奨学会とも提携している。</p> <p>課外活動への支援では、現在、柔道部、野球部、トレーナーズクラブが活動し、顧問の教員を配置し、活動費の援助等を行っている。課外活動以外では、年1回クラス対抗フットサル大会を開催している。</p> <p>また、全学生が参加する校内柔道大会は、開催後、懇親会を実施し、全教職員も含めた学校関係者が一堂に会する機会として学生にとって印象深い校内イベントとなっている。</p>
---	---

## 5-20 保護者との連携

可	<p>当該専門学校は、夜間課程として発足した経緯から、従来は、働きながら学ぶ学生が多く、雇用主との連携が不可欠であり、保護者も含め、連携を図りつつ学生の就学支援、生活指導を行ってきている。</p> <p>最近は高等学校新卒者の入学の割合が多くなる傾向にあり、また、国家試験合格のためには家族等の協力も必要で、精神的な支援は欠かせず、保護者との連携が重要となってきた。</p> <p>保護者等との連携では、問題が生じた場合、兆候がある場合は、まず担任教員が面談を行い、必要に応じ、本人の同意を得た上で、保護者等へ報告し、三者面談などを適宜行っている。</p> <p>保護者・雇用主への情報提供では、行事案内や成績結果について、その都度書面にて通知しており、保護者や雇用主への緊急連絡先は、予め把握している。</p>
---	--

## 5-21 卒業生・社会人

可	<p>同窓会が組織され、研修会や、定期総会・懇親会を主催している。卒業生は、これらの研修会に参加し、最新の医学知識の習得、治療技術の習得・習熟、更には一般教養や社会性の付与など、キャリア・アップを図っている。同時に、研修会等は近況報告や業界情報の交換などを通して、同窓生が相互に懇親を深める場として活用されている。</p> <p>卒後新任者を対象とした勉強会を年6回実施している。同窓会は学校に事務局を置き、日常的な管理業務は、学校職員が行っている。</p> <p>当該専門学校では、社会人に対する就学機会の提供として、夜間課程・学科を存続させ、就労しながら就学できる環境を維持・継続している。社会人学生には、職場のスケジュール調整のために入学前に学内行事の事前説明を行っている。</p> <p>また、通常授業以外の特別授業(実習施設で行う臨床実習など)については、就労先に対して早い時期に連絡をするなど学生の就学を側面から支援している。</p> <p>夜間課程・学科の授業終了後も、自習時間を確保するために、必要に応じて閉門時間を延長するなど学生の学習環境を確保している。</p>
---	---

## 基準6 教育環境

### 6-22 施設・設備等

可	<p>専修学校設置基準、厚生労働省基準など種々の法令等に定めた施設・設備を整備している。特に、柔道整復師養成施設指定規則及び 同 指導要領に基づき整備し、毎年施設・設備の点検を行い所轄庁に報告している。</p> <p>施設・設備の保守点検は、専門の業者に依頼して定期的に実施し、法令等で定められた事項については、所轄庁に報告している。</p> <p>また日常の整備・清掃についても、専門の業者に委託し、週6回の日常清掃と、年3回の全館定期清掃を実施している。平成27(2015)年7月を目途に、本校舎の近隣地に、実技実習室・多目的教室などの施設を設置する校舎を建築中で、学生の教育環境の改善を図ることとしている。</p>
---	--

### 6-23 学外実習・インターンシップ等

可	<p>免許・資格の関係から業務範囲に限界があるが、働きながら学ぶ学生に対して、卒業生の接骨院などを中心に学業を優先して受入れる研修先を学生たちに紹介している。求人情報は、求人情報板に掲示するとともに、ファイルに保管し、隨時要望に応じて学生に情報提供している。</p> <p>海外研修は、社会人としての素養・見識を高める目的で、学生に対して機会を提供している。</p> <p>学生たちの社会性を涵養するため、学校行事に企画段階から実際の運営に参加させていく。特徴的な行事として、全学生が参加する校内柔道大会は企画・運営・実行など、学生主体で運営し、教職員がサポートする形で実施している。</p> <p>インターンシップは、学校側にも受け入れ側にも、まだまだ解決しなければならない課題があるが、取入れるべき制度でもあるとのことで実現できるよう検討を重ねるとしている。</p>
---	---

#### 6-24 防災・安全管理

可	<p>防災対策として組織体制を整備し、法令に基づく消防計画を作成し、火災・地震対策に取り組んでいる。</p> <p>災害時に不可欠となる救急救命、緊急支援を提供する体制を、附属の杏文接骨院を中心として地域との連携も視野に再整備することにしている。</p> <p>消防点検や建物検査、電気工作物点検などを実施して安全管理に努めている。</p> <p>消防計画やマニュアルなどの整備は進めているが、消防等の避難訓練が実施されておらず、計画マニュアルの具体的な運用が十分でない。当該専門学校は、3部制の学科を設置していることから、各学科の学生・教職員が災害時等に適切に行動できるよう、訓練の実施に、早急に取組むべきである。</p>
---	--

### 基準7 学生の募集と受け入れ

#### 7-25 学生募集活動

可	<p>募集時期等は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会が自主規制として定めた指針に沿って、学生募集活動を実施している。</p> <p>当該専門学校の募集活動では、高等学校への働きかけに力を入れており、入学希望者からの相談や問合せには、専任の担当者が対応し、不在の場合には、他の教職員が適切に対応している。オープンキャンパス・授業見学・入学相談会など多くの機会を設け、学校を深く広く理解してもらえるように努力している。</p> <p>広報活動には、SNSを活用し、学校の特徴を分かり易く紹介している。</p> <p>また広報活動の表現や発信内容を担当部署及び責任者がチェックし、学校の特徴や教育実績が、閲覧者に適切に伝わる様に努めている。</p>
---	--

#### 7-26 入学選考

可	<p>入学選考は関係法令及び入学試験規程に基づき、公平かつ適正に実施している。</p> <p>入試区分は、AO入試、一般入試、推薦入試、後継者育成など特別募集など多様な方式を採用している。</p> <p>募集に関する情報は、募集要項に明記し周知している。</p> <p>平成26年度入学生より、合格者に対して入学前教育プログラムを試験的に実施している。平成27年度の入学生からは、同プログラムの結果から、入学予定者の学力を事前に把握し、入学後の授業に活かすとしている</p>
---	---

**7-27 学納金**

可	<p>学納金は、人件費、教育研究費、管理経費などの経費を算定基礎とし、他校の学費なども参考とし、決定している。</p> <p>入学時および入学後に徴収する主な学納費は、募集要項に明示している。</p> <p>入学辞退者には、既納の授業料・実習費・施設費を、発生した費用などを控除し、全額もしくは一部を返還している。取り扱いについては、募集要項に明記している。</p>
---	---

**基準8 財務****8-28 貢献基盤**

可	<p>単年度においては、収容定員の充足率は、100%を確保しており、収入面は順調であるといえる。支出面では、人件費比率は全国平均を上回るもの、教育研究費比率は抑えられており、その結果、消費収支比率は黒字を示している。</p> <p>また、貸借対照表において、流動費比率が減少傾向にあるのが懸念材料であるが、累積黒字を示す消費収支差額率は、プラスを確保し財務の健全性という面からは評価できる</p> <p>なお、自己評価報告書によると財務比率を用いた分析を行っていることは評価できるが、その基礎数値である計算書類等において正確性に問題点が見受けられる。</p> <p>については、早急に学校法人会計に精通した人材育成や外部監査等の導入の検討が望まれる。</p>
---	---

**8-29 予算・収支計画**

可	<p>3カ年の中期計画に合わせて作成された予算・収支計画書は、平成28（2016）年度までの収支予算が作成され、平成26（2014）年度の収支予算書と数値が一致しており整合性が図られている。</p> <p>当該専門学校では、現行の執行管理は形骸化しており、今後の予算管理の厳格化が必要であると厳しく自己評価し課題に対応しようとしており、その積極性は評価できる。</p> <p>また、課題を解決するための対策として、具体的に、予算規程の整備、関係規程に基づく予算執行のチェック体制の整備を挙げており、今後、規程整備及び適切な運用を確保するための体制整備を行い、改善が図られるよう期待する。</p>
---	---

**8-30 監査**

可	<p>私立学校法及び寄附行為により、法人監事により、監査を適切に実施している。</p> <p>毎会計年度の決算に際しては、各種の財務帳票を作成し、理事会で選任した監事による内部監査を受け、理事会および評議員会へ報告している。</p>
---	--

**8-31 財務情報の公開**

可	公開が義務づけられている財務帳票や事業報告書は毎年作成し、閲覧可能な形で保管している。今後は、情報公開規程を整備し、ホームページに掲載するなど積極的に取組むとしている。財務情報公開規程は公開の範囲を定めるもので財務情報公開を適切に運用するためにも早急な整備が必要である。
---	---

**基準9 法令等の遵守****9-32 関係法令、設置基準等の遵守**

可	<p>関係する法令等及び学内規程を遵守し、学校運営を行っている。</p> <p>また、適宜、必要に応じて法令などを参照しながら日常の業務執行にあたっており、学校の運営上必要となる諸届や報告も適切に行っている。</p> <p>特にセクシャルハラスメントなどの不正および不適切行為の防止に関する対応を喫緊の課題としてマニュアル策定し、加えて、学校に対するコンプライアンス上の疑義が生じた場合に備えて、専門の相談窓口を設けることにしている。</p> <p>これらの整備・運用に関しては、全教職員および学生に周知徹底を図る。セクシャルハラスメント対応マニュアルを策定し、主旨につき周知徹底を図ることにしている。</p> <p>当該専門学校では、新たな学科の設置等を契機として、学校運営と業務執行に必要な規則・規程など、点検・再整備したことは、適正な組織運営の観点から積極的な取組として評価できるものである。</p> <p>今後はそれら規程等の確実な運用を確保するために、毎年度、自己評価においてのチェックが必要であり、今後の一層の取組に期待する。</p>
---	---

**9-33 個人情報保護**

可	<p>従来、個人情報の取り扱いは運用面では適切に行ってきたが、規程整備の必要性については、重視していなかった。</p> <p>卒業生のデータ等を電子データとして保存しているが、データ量も蓄積されていることから、個人情報保護に関する取扱方針・規程を整備して適切な運用を図り、また、教職員・学生に対して周知徹底する為に、必要に応じて啓発のための教育を実施することにしている。</p> <p>個人情報保護に関する取扱方針・規程を早急に整備するとともに、特に医療に携わる者の育成という観点からも学生に対する啓発教育の一層の充実が望まれる。</p>
---	---

**9-34 学校評価**

可	平成20年度より自己点検・自己評価を継続実施してきた。平成26年度から、第三者評価の受審を契機として、実務担当者を主体とした全員参加体制を整備している。自己評価報告書(平成20年度～平成25年度)は、閲覧希望などに対応して開示できるようファイルにまとめている。学校のホームページには、評価基準の大項目ごとに結果を掲載している。さらに、平成27年度を目指し、学校関係者評価委員会を立ち上げる為の準備に着手している。
---	--

**9-35 教育情報の公開**

可	在校生、卒業生、受験生および保護者、高等学校関係者などへの積極的な情報提供を目指して、教育内容、学修成果などを学校案内、ホームページ等で情報提供している。
---	---

**基準10 社会貢献・地域貢献****10-36 社会貢献・地域貢献**

可	当該専門学校では高等学校との連携、地域との連携等の観点から以下のとおり幅広い貢献活動に取組んでいる。 <高等学校との教育連携> 埼玉県立ふじみ野高校と私立武蔵越生高校に対して、教員がテーピングおよびストレッチングなどの講座を提供している。 <地域社会への貢献活動> 高齢者向け体操教室や少年柔道教室、更には近隣タクシー会社でのドライバー向け健康体操、加えて近隣町内会の秋祭りには、教職員および在校生を動員し、会場造り・神輿や山車の運行・後片付けなどの応援をして、地域住民との交流も深めている。 <卒後研修講座の開催> 本校の卒業生を対象に、柔道整復術の実践的な技術講習会やアスレティック・トレーナー活動に関する知識・技術の向上を目指したセミナーなどを開催している。 <施設の貸出し> 練馬区や板橋区の接骨師会や本校卒業生が関係している種々の研究会や勉強会、更には近隣町内会などへ学校施設を貸出している。 これらの活動は本校の特色を生かした優れた取組として評価できるものである。
---	---

**10-37 ボランティア活動**

可	学生には、本校在校時から、ボランティア活動に参加し社会的な役割を担う重要性の認識を促すことを方針としている。特に災害支援時に柔道整復師関係団体の活動に学生の参加を促し、その重要性と必要性を体得させている。また、将来接骨院経営者として地域住民との協力関係は必須であり、祭りの設営準備や子供神輿の警護等町内会等の活動に参加させ、教員及び卒業生は、東日本大震災などの災害現場や、東京マラソンなどのスポーツ大会で、救急救護のボランティア活動を行っている。 JAL ホノルルマラソン公式マッサージブースで、柔道整復師有資格者のもとボランティア活動を行っており、学生にとって良い経験になっている。学生をこれら活動に参加させるためには、事故等に対応するための保険加入等の対策が必要である。
---	--